

2021年9月15日

事業場における労働者の 健康保持増進計画助成金のご案内

日頃より当クラブの運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
表題の件について以下ご案内いたします。

事業場における労働者の健康保持は事業所・事業者さまにとって非常に大切なテーマです。
従業員の健康保持を増進させることで事業所の安定・継続的な発展につなげて頂くためにも、
是非とも本助成金の活用をご検討ください。

記

「健康保持増進計画助成金」

本助成金は、事業者の方が「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP 指針)
で示す基本事項を踏まえて、次の取組を実施した場合に助成を受けることができる制度です。

- (1) 次の全ての事項が記載された「健康保持増進計画」を作成していること。
ただし④については、実施する健康保持増進措置が「研修等」の場合に限ります。
 - ① 健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項
 - ② 健康保持増進計画の期間に関する事項
 - ③ 健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項
 - ④ 研修受講者が携わった措置（例：受講した研修名及び研修内容）
- (2) 作成した「健康保持増進計画」に基づき、労働者に対する「健康測定」または
「健康指導」、事業場内の推進スタッフに対する「研修等」のいずれかの措置を
実施していること。

助成対象：「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」のいずれかの健康保持増進措置の実施費用

助成金額：1事業場あたり10万円を上限に、将来にわたり1回限り助成

お問合せ：労働者健康安全機構または最寄りの産業保健総合支援センター
ナビダイヤル：0570-783046

*詳細は添付資料をご確認ください

以上



ゆとりのくらしのパートナー
遠州信用金庫
<https://www.enshu-shinkin.jp>



事業者の皆様へ！

「心とからだの健康づくり」の積極的な取組を応援します！



事業場における労働者の 健康保持増進計画助成金

事業者の方が「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針/昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号)で示す基本事項を踏まえて、次の取組を実施した場合に助成を受けることができる制度です。

概要

要

【助成対象等】

- (1) 次の全ての事項が記載された「健康保持増進計画」を作成していること。
ただし④については、実施する健康保持増進措置が「研修等」の場合に限ります。
- ① 健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項
 - ② 健康保持増進計画の期間に関する事項
 - ③ 健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項
 - ④ 研修受講者が携わった措置（例：受講した研修名及び研修内容）
- (2) 作成した「健康保持増進計画」に基づき、労働者に対する「健康測定」又は「健康指導」、事業場内の推進スタッフに対する「研修等」のいずれかの措置を実施していること。



助成対象

「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」のいずれかの健康保持増進措置^(※)の実施費用を助成します。

(※) ただし、保険診療や法令で実施することが義務付けられている場合や、作成した健康保持増進計画の内容（「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」）について、他の助成金等を申請・受給している場合は、助成対象となりません。

助成金額

1事業場当たり10万円を上限に、将来にわたり1回限り助成されます。

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの
産業保健総合支援センターでお受けしています。

受付時間：9時～12時／13時～18時
(土日祝日を除く)

ナビダイヤル

0570-783046 (ナヤミヲシロウ)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。 (R3.6)



厚生労働省・独立行政法人 労働者健康安全機構 (JOHAS)

Ministry of Health, Labour and Welfare

Japan Organization of Occupational Health and Safety

